

平成 28 年度山形県計画に関する

事後評価

【医療分】

(令和 2 年度実施分)

令和 3 年 11 月

山形県

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 12 (医療分)】 在宅歯科医療を実施するための設備整備事業	【総事業費】 7,492 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進行に伴い、通院が困難な状態になった高齢者や在宅療養を行う人等に対し、必要な歯科医療が提供できるよう、在宅歯科診療体制の構築と共に、それらに対応できる人材の育成及び確保が求められている。</p> <p>アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数 134か所（H29年度）→160か所（R5年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	山形県が開催する在宅歯科医師等養成講習会等を修了した歯科医師が常勤する歯科診療所に対して、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等の初度設備に要する経費の一部を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅歯科診療を実施する診療所への補助 12か所（R2年度）	
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科診療を実施する診療所への補助 10か所（R2年度）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所数 97か所（R2年度） ※「在宅療養支援歯科診療所」の施設基準の見直しにより、当初計画時の指標値（H29年度 134か所）を下回った。</p> <p>(1) 事業の有効性 当事業により補助事業実施診療所が新たに在宅療養支援歯科診療所になるとともに、訪問歯科診療の実施件数は伸びており、本事業は在宅歯科医療の推進に有効である。在宅歯科診療に積極的に取り組む歯科診療所が多い地域と少ない地域の格差があるため、県歯科医師会や都市地区歯科医師会と連携を図りながら在宅歯科医療の推進に取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性 山形県が開催した在宅歯科医師等養成講習会を修了した歯科医師等に対して、本事業の周知を図ることにより、効率的に事業申請予定者を把握することができた。</p>	
その他		